

条例議案参考資料

(議案第12号)

令和3年第1回(3月)川口市議会定例会

令和3年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 12号参考資料 川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表…………… 1

議案第 12号参考資料

川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市長との協議）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定による協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面を、規則で定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2)～(5)</u>（略）</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請予定者が地方公共団体の場合にあつては、市長が別に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 墓地等の経営管理の計画_____に関する書類</p> <p><u>(3) 墓地等の経営管理の財務に関する規則で定める書類</u></p> <p><u>(4)・(5)</u>（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（経営許可の申請）</p> <p>第9条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第3条第2項第2号及び第3号_____に掲げる事項</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長</p>	<p>（市長との協議）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定による協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面を、規則で定める日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 住所が市外である宗教法人にあつては、事務所（市内に存するものに限る。）の所在地</u></p> <p><u>(3)～(6)</u>（略）</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請予定者が地方公共団体の場合にあつては、市長が別に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 墓地等の経営管理の計画<u>及び財務</u>に関する書類</p> <p><u>(3)・(4)</u>（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（経営許可の申請）</p> <p>第9条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第3条第2項第2号<u>から第4号までに掲げる事項</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長</p>

について準用する。

5 墓地の区域の縮小に係る変更許可の基準は、当該縮小に係る区域における改葬が完了していることとする。

6 (略)

7 法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の基準は、改葬が完了していることとする。ただし、当該廃止に係る墓地又は納骨堂を引き継いで経営を行う者がある場合は、この限りでない。

8 市長は、前項の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

9 (略)

別表第1 (第10条関係)

区分	設置場所の基準
墓地	1～3 (略) 4 宗教法人が経営する墓地にあつては、主たる事務所が存する宗教法人法第3条第2号に規定する土地(同条に規定する境内建築物のうち教義を広め儀式行事を行う施設であるものが存するものに限る。)又はこれに隣接する土地であること。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合すること、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないこと、墓地の管理上支障がないことその他の特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
納骨堂	1 (略) 2 宗教法人が経営する納骨堂にあつては、主たる事務所が存する宗教法人法第3条第2号に規定する土地(同条に規定する境内建築物のうち教義を広め儀式行事を行う施設であるものが存するものに限る。)又はこれに隣接する土地であること。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合すること、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないこと、納骨堂の管理上支障がないことその他の特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

くは火葬場の施設の変更の許可(以下「変更許可」という。)について準用する。

5 (略)

6 法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の基準は、改葬が完了していることとする。

7 市長は、前項の廃止の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

8 (略)

別表第1 (第10条関係)

区分	設置場所の基準
墓地	1～3 (略)
納骨堂	1 (略) 2 宗教法人が経営する納骨堂にあつては、1に掲げる土地であり、かつ、宗教法人法第3条に規定する境内地であること。